

平成25年度 亀岡市総合福祉センター 登録グループを追加募集します

亀岡市総合福祉センターの事業目的に沿った活動を行っている、もしくはこれから行おうとする、市民で構成されたグループを広く募集します。

《活動内容および対象者》

事業名	障害者福祉センター事業	中央老人センター事業	働く女性の家事業	勤労青少年ホーム事業
主な活動	社会参加と自立支援を目的とした、健康増進・機能回復・教養の向上など、共に支えあう地域をつくるための活動	健康増進や生きがいづくりを目的とした、教養の向上やレクリエーション・生きがいさがしなど、仲間づくりのための活動	仕事と生活の両立支援を目的とした、健康増進・教養や生活技術の向上など、自主活動とネットワークづくりのための活動	自己実現を目的とした、健康増進・余暇の有効活用・レクリエーションなど、広く地域に根ざした活動
対象	障害のある人を中心に活動しているグループ	60歳以上で構成されたグループ	勤労女性を中心に活動しているグループ	35歳未満の勤労青少年を中心に活動しているグループ

《登録の要件》 登録しようとする場合は、次の要件を満たしていることが必要です。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ○政治的、宗教的、営利的な目的がないこと。 | ○年間の活動計画を立て、活動していること。 |
| ○グループの活動目的が技術や知識を得ることだけでなく、仲間づくりや広く地域社会に還元・貢献できるものであること。 | ○グループの構成員は、5人以上であること。 |
| ○亀岡市内に活動拠点を有し、代表者が明確であり、グループの活動内容を公表できること。 | ○メンバーが固定化しないよう努めるグループであること。 |
| | ○福祉センターが実施する発表会などの事業には積極的に参加すること。 |

《登録の方法》 登録を希望されるグループは、申請書を提出してください。申請書を審査の上、総合福祉センターが認定した場合に登録されます。

申請期間 5月10日(金)～31日(金)

※午前9時から午後9時、火曜日・祝日は休館、日曜日は午後5時まで。

申請書類 ①福祉センター利用グループ登録申請書②グループ規約またそれに準ずるもの③会員名簿(氏名、住所、生年月日などが分かるもの)④グループの活動計画や活動内容が分かる書類⑤その他必要な書類

提出先 所定の用紙に必要事項を記入し、総合福祉センター1階事務室に提出してください。

登録費 無料

■申請期間以外の受付 次回の登録申請の受け付け期間は、11月10日(日)～30日(土) [予定]

《登録の期間》

期間 毎年4月1日から翌年の3月31日まで。ただし、年度途中からの場合は、登録日から翌年の3月31日まで。

※総合福祉センターの利用については、年間利用調整会議で調整し、決定します。年度途中から登録された場合は、当該年度の会議での調整はできません。

登録取消 一旦登録を承認した場合でも、登録資格や条件を満たしていないと判断したときは、登録を取り消す場合があります。

《施設の利用料》 有料(3割減免)

問 亀岡市総合福祉センター TEL24-0294、FAX24-3071

(地域福祉課)

自転車盗難多発中 必ず鍵(ツーロック)を掛けましょう! 亀岡警察署